

日本通運株式会社法廃止に関する法律案要綱

日本通運株式会社の特種公法的性格を拂拭して同社を通常競争会社とし、小運送業の自由止の公正な競争を促進して公共の福祉を増進すること。

- 一 日本通運株式会社法を廃止すること。
- 二 日本通運株式会社法に關する法律施行後日本通運株式会社(旧会社)は株主總會決議により日本通運株式会社(新会社)となることができることとする。
- 三 旧会社は合併に因つて消滅した法人となり新会社は合併に因つて設立した法人となすこと。
- 四 旧会社の一切登記はこれを新会社の一切登記とみなすこと。
- 五 旧会社の株券及び社債はこれを夫々新会社の株券及び社債とみなすこと。

六 現在日本國有鐵道が所有する日本通運株式会社の株式は当分の間その所有を認めらるること。

裏面白紙

日本通運株式会社法廃止に関する法律案要綱

日本通運株式会社の特許公的性格を拂拭して同社を通常の商
事会社とし小運送業の自由且の公正な競争を促進して公共の
福祉を増進すること。

目録

- 一 日本通運株式会社法を廃止すること。
- 二 日本通運株式会社法に附する法律施行後日本通運株式会社
（旧会社）は株主総会決議によつて日本通運株式会社法によりな
す日本通運株式会社（新会社）となすことが出来ることとする。
- 三 旧会社は合併に因つて消滅した法人と又新会社は合併に因つて設立した法
人とみなすこと。
- 四 旧会社から登記はこれをも新会社の同一登記とみなすこと。
旧会社の株券及び社債券はこれをも夫々新会社の株券及び社債券
とみなすこと。

日本通運株式会社法廃止に関する法律(案)

(日本通運株式会社法を廃止)

第一條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、通運事業法施行の日(これを廃止する)。

(日本通運株式会社の性格変更)

第二條 日本通運株式会社法によつて設立された日本通運株式会社(以下旧会社という)は、この法律施行の日以後通運事業法施行の日以前において高法第三百五十一條の規定による株主総会決議によつて、日本通運株式会社法によらぬ日本通運株式会社(以下新会社という)になることができる。

第三條 前條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社はこれを合併に因つて消滅した法人と、新会社はこれを合併に因つて設立した法人とみなす。

(登記)

第四條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社が一切の登記は、これを新会社の登記とみなす。
(株券及び社債券)

第五條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社の株券は新会社の株券と、又旧会社の社債券は新会社の社債券とみなす。

附 則

第一條 この法律は公布の日からこれを施行する。

第二條 経済閣僚罰則の整備ニ関スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改める。
別表乙号中六「日本通運株式会社」を削除する。

第三條 この法律施行の際現行日本国有鉄道が保有する旧会社の株式は、この法律施行の日以後においてもなおその間、これを保有することができ、

日本通運株式会社法廃止に関する法律(案)

(日本通運株式会社法の廃止)

第一條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、通運事業法施行の日からこれを廃止する。

(日本通運株式会社の性格変更)

第二條 日本通運株式会社法によつて設立された日本通運株式会社(以下旧会社という)は、この法律施行の日以後通運事業法施行の日以前において商法第四十五條の規定による株主総会決議によつて、日本通運株式会社法によらぬ日本通運株式会社(以下新会社という)になることができる。

第三條 前條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社はこれを合併に因つて消滅した法人と、新会社はこれを合併に因つて設立した法人とみなす。

(登記)

第四條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社が一切の登記は、これを新会社の登記とみなす。

(株券及び社債券)
第五條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社の株券は新会社の株券と、旧会社の社債券は新会社の社債券とみなす。

附 則

第一條 この法律は公布の日からこれを施行する。

第二條 経済閣僚罰則の整備ニ関スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改める。
別表乙号中六「日本通運株式会社」を削除する。

裏面白紙

通運事業法案要綱

目的 小運送業の民主化を図り、且つ、事業の健全な発達と公共の福祉を増進すること。

要目 (一) 免許基準を改定し、通運事業を免許し、そのとき付帯の

欠格條項に抵触しない限り当該基準に基づいて免許を行うこと。

(二) 契約の定型化のため、通運約款、通運義務、物品の種類及び他

質の査検、引渡不能の物品の競賣並びに業務及び会計に関する

規定を定め、事業の公正な運営を図る。

(三) 通運事業者の集積配達のため、貨物自動車運送事業者

営手續を簡易化することとし、道路運送事業者に対し、通運事

業における集積配達を解放すること。

(四) 通運事業者の社債發行者の先取特権に關する規定を改定し、事業運営

資金調達の円滑化を図ること。

(五) 通運事業者の取引から生ずる債権債務の決済に關する事業を

認可事業とし、これに必要の規定を設け、この事業の公正な運営を図

ること。

(六) 小運送業法を廃止すること。

日本通運株式会社法廃止に関する法律案要綱

日本通運株式会社の特許公社の性格を拂拭して同社を通常株式
株式会社とし、小運送業の自由を公正な競争を促進して公共の
福祉を増進すること。

日本通運株式会社法を廃止すること。
日本通運株式会社法に開する法律施行後日本通運株式会社
百会社)は株式会社法に開する日本通運株式会社法によりな
る日本通運株式会社(新会社)となることとする。

日本通運株式会社(新会社)は合併に因つて設立した
人とみなすこと。

旧会社の大登記簿を新会社の大登記簿とみなすこと。
旧会社の大登記簿及び社債簿を、これを失くした新会社の株券及び社債簿
とみなすこと。

旧会社の大登記簿を新会社の大登記簿とみなすこと。
旧会社の大登記簿及び社債簿を、これを失くした新会社の株券及び社債簿
とみなすこと。

旧会社の大登記簿を新会社の大登記簿とみなすこと。
旧会社の大登記簿及び社債簿を、これを失くした新会社の株券及び社債簿
とみなすこと。

旧会社の大登記簿を新会社の大登記簿とみなすこと。
旧会社の大登記簿及び社債簿を、これを失くした新会社の株券及び社債簿
とみなすこと。

(六) 現在日本国有鉄道が所有する日本通運株式会社株式は当分の間その所有を認めらるること。

裏面白紙

日本通運株式会社法廃止に関する法律案要綱

日本通運株式会社の特許会社の性格を拂拭して同社を通常の
株式会社とし、小運送業の自由、公正な競争を促進して公共の
福祉を増進すること。

日本通運株式会社法を廃止すること。
日本通運株式会社法廃止に關する法律施行後日本通運株式会社
百会社は株主総会決議によつて日本通運株式会社法によりな
す日本通運株式会社（新会社）となり、かつ、日本通運株式
会社は合併に因つて設立した法
人とみなすこと。

日本通運株式会社の登記簿を新会社の登記簿とみなすこと。
日本通運株式会社の株券及び社債券は、日本通運株式会社の
登記簿を新会社の登記簿とみなすこと。
日本通運株式会社の株券及び社債券は、日本通運株式会社の
登記簿を新会社の登記簿とみなすこと。

日本通運株式会社法廃止に関する法律(案)

(日本通運株式会社法の廃止)

第一條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、通運事業法施行の日からこれを廃止する。

(日本通運株式会社法格変更)

第二條 日本通運株式会社法によつて設立された日本通運株式会社(以下旧会社という)は、この法律施行の日以後通運事業法施行の日以前において商法第三百四十五條の規定による株主総会決議によつて、日本通運株式会社法によりなす日本通運株式会社(以下新会社という)になることができる。

第三條 前條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社はこれを合併に因つて消滅した法人と又新会社はこれを合併に因つて設立した法人とみなす。

(登記)

第四條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社が一切の登記はこれを新会社の登記とみなす。

(株券及び社債券)

第五條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社の株券は新会社の株券と又旧会社の社債券は新会社の社債券とみなす。

附 則

第一條 この法律は公布の日からこれを施行する。

第二條 経済関係罰則の整備ニ関スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改めらる。

別表乙号中六「日本通運株式会社」を削除する。

第三條 この法律施行の際現に日本國有鉄道が保有する旧会社の株式は、この法律施行の日以後においても、なお当分の間これを保有することができらる。

日本通運株式会社法廃止に関する法律(案)

(日本通運株式会社法の廃止)

第一條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、通運事業法施行の日からこれを廃止する。

(日本通運株式会社法の格変更)

第二條 日本通運株式会社法によつて設立された日本通運株式会社(以下旧会社という)は、この法律施行の日以後、通運事業法施行の日以前において商法第四百五條の規定による株主総会決議によつて、日本通運株式会社法に於てない日本通運株式会社(以下新会社という)になることができる。

第三條 前條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社は、これを合併に因つて消滅した法人と又新会社は、これを合併に因つて設立した法人とみなす。

(登記)

第四條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社が一切の登記は、これを新会社の登記とみなす。

(株券及び社債券)
第五條 第二條の規定によつて旧会社が新会社となつたときは、旧会社の株券は、新会社の株券と又旧会社の社債券は、新会社の社債券とみなす。

附 則

第一條 この法律は公布の日からこれを施行する。

第二條 経済閣僚罰則の整備ニ関スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改め、
別表乙号中六「日本通運株式会社」を削除する。

通運事業法案

(二二四九一。)

自動車局業務部
小運送課

通運手業法

第一章 總則

第二章 通運手業

第三章 通運計算手業

第四章 版理

第五章 罰則

附則

通運手業法

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、通運に関する秩序の確立及び通運事業の健全な発達並びに鉄道又は軌道の物品運送の効率の向上を図り、もつて通運における公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

- 第二條 この法律で、通運事業とは、営利を目的としないことを向わず、他人の需用に志してする左に掲げる事業をいう。
- 一 自己の名をもつてする鉄道（軌道を含む。以下同じ。）による物品運送の運送若しくは受取の取次
 - 二 他人の名をもつて、又はその代理人としてする鉄道による物品運送の物品の託送若しくは受取
 - 三 鉄道による物品運送の物品の陸上における集貨若しくは配達
 - 四 鉄道による物品運送の陸上における物品の鉄道の車両又は積込若しくは取卸
 - 五 鉄道を利用してする物品の運送
- 第三條 この法律で、通運計算事業とは、営利を目的としないことを向わず、通運事業

者の需用に志じ、通運事業若相互間の通運取引から生ずる債権債務の決済をする事業をいう。

第二章 通運事業

(免許)

第四條 通運事業を営もうとする者は、法人又は法人格を持たない団体の何れであるかを問はず、命令の定めるところにより、事業計画を定め、運輸大臣の免許を受けなければならぬ。

第五條 左の各号の一に該当する者は、通運事業経営の免許を受けることができない。

- 一 事業を営もうとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者でその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。
- 二 事業を営もうとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を経過しないものであるとき。
- 三 事業を営もうとする者が破産の宣告を受け残債を弁済しないものであるとき。
- 四 事業を営もうとする者が法人である場合において、その法人の役員に前三号の一

に揚げる理由のあるとき

(免許基準)

第六條 運輸大臣は、通運事業の免許に關し妥當な基準を定め、これを公示しなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、当該事業の經營に因り公共の福祉に及する結果を生ずるやうな競争の公平を妨げ、又は鐵道施設の利用を妨げる虞のあるときを除いては、事業の免許をしなければならぬ。

(事業の譲渡、合併、解散)

第七條 通運事業の譲渡は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通運事業を經營する会社の合併又は解散に關する株主總會若しくは社員總會の決議若しくは該社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 通運事業を經營する会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併に因り設立された会社は、免許に基く權利義務を承継する。

(相続)

第八條 相続人が被相続人の通運事業を承継したときは、相続人は通運事業の免許を受けたるものとみなす。この場合においては、相続人は、遅滞なくその旨を運輸大臣に届出なければならぬ。

(名義の利用及公事業の貸借)

第九條 通運事業者の名義は、通運事業を經營するため、他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用させてはならぬ。

2 通運事業者はこれを貸借してはならぬ。

(事業管理)

第十條 通運事業の管理の委託及公受託については、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

(事業の休止及公受託)

第十一條 通運事業者は、運輸大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならぬ。

(事業計画の変更)

第十二條 通運事業者は、事業計画を変更しようとするときは、命令の定めるところにより、

運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

(自動車の新規使用)

第十三條 通運事業者は、通運事業のために新たに自動車を併用しようとするときは、命令の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

(事業の停止及び免許の取消)

第十四條 通運事業者が、左の各号の一に該当するときは、運輸大臣は、通運事業の全部若しくは一部を停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令若しくは処分又は免許、許可若しくは認可に附した案件に違反したとき。

二 許可又は認可を受けた事項を故なく実施しないとき。

三 前二号の場合を除いて、公共の福祉に及する行為をしたとき。

四 事業経営が不健全なため又は資産状態が著しく不良なため事業を継続するに適しないとき。

(道路運送事業者の特則)

之
内

第十五條 昭和二十二年法律第九十一号第十條に規定する貨物自動車運送事業経営の免許を有する者及び同第三十三條に規定する貨物自動車運送事業経営の届出をした者で命令の定めるところにより、運輸大臣に届出をしたものは、第二條第三号の事業の経営について第四條の免許を受けたものとみなす。

(免許の失効)

第十六條 左の場合には、通運事業の免許の全部又は一部は、その効力を失う。

一 事業計画に記載した取扱取がその営業を廃止したとき。

二 荷主を限定した事業経営の免許を受けた場合であつてその荷主が消滅したとき。

三 取扱物品の種類を限定した事業経営の免許を受けた場合であつて事業計画に記載した取扱取がその物品の取扱を廃止したとき。

四 事業経営の免許に事業開始の期間を附した場合であつてその期間内に事業を開始しないとき。

五 事業の廃止の許可を受けたとき。
(社備准者の先取特権)

七

六

第十七條 通運事業を經營する会社の社債権者は、その会社の財産につき他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法上一般の先取特権に次ぐ。

(通運義務)

第十八條 通運事業者は、左の場合を除いては、通運を拒絶してはならない。

- 一 委託者が通運に関する現定を遵守しないとき。
- 二 当該通運に関し委託者から特別の負担を求められたとき。
- 三 当該通運が法令の趣意、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 四 天災その他やむを得ない事由に因る通運上の支障があるとき。
- 五 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当な事由のあるとき。

(通運順序)

第十九條 通運事業者は、通運の申込みを受けた順序により、物品を運送機関に託送しなければならぬ。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

(物品の種類及び性質の確認)

第二十條 通運事業者は、物品の種類及び性質を明告することを委託者に求めることができ

る。若しその告げたこととつき兼ねあるときは、委託者の立合の上で、これを交換するにとがでる。

2 前項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者が明告したところと異なることが判明したときは、通運事業者は、点検に関する費用を負担し、且つこれがため生じた損害の賠償をしなければならぬ。

(運賃及び料金)

第二十一條 通運事業者の運賃及び料金については、命令の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

(通運約款)

第二十二條 通運事業者は、命令の定めるところにより、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは同様とする。

2 通運約款においては、少くとも運賃、料金その他の通運条件及び通運に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならぬ。

(運賃、料金及び通運約款の公示)

第二十三條 運賃、料金及通運約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなけれ
ばならない。

(通運に関する協定)

第二十四條 通運事業者は、他の通運事業者又は運送事業者と共同経営に関する契約その他
通運に関する協定をし、又はこれを変更するには運輸大臣の認可を受けなければならず、

(引渡不能の物品の寄託)

第二十五條 通運事業者の責に帰すべからざる事由に因り物品の引渡をすることができない

ときは、通運事業者は、貨主の費用を以て、これを倉庫事業者に寄託することができる。

2 通運事業者は、前項の規定により物品を寄託したときは、遅滞なくその旨を貨主に通知
しなければならない。

3 通運事業者は、第一項の規定により物品を寄託した場合において倉庫証券を収めさせたこ
ろは、その証券の交付を以て物品の引渡に代えることができる。

4 通運事業者は、第一項の費用の弁済を怠けるまで、倉庫証券を留保することができる。
(引渡不能物品の競売)

3 内

第二十六條 委託者及び物品の引渡を怠くべき者が知れない場合には、通運事業者は、命令
の定めるところにより公告をした後三箇月以内はその権利者を知ることができなければ、その
限り、その物品を競売することができる。但し、損取し易い物品は、公告をした後三ヶ月
以内で、これを競売することができる。

2 物品の引渡を怠くべき者が物品の戻取を拒み、又はこれを受取ることができなければ、
は、通運事業者は、相当の期間を定めて物品の戻取を催告し、その期間経過後更に委託者
に対する催告をした後その物品を競売することができる。但し、損取し易い物品は、催告
しないうちに、これを競売することができる。

3 通運事業者は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく委託者又は物品の引渡を怠
くべき者にその旨の通知を差しなければならず、

4 第一項又は第二項の規定による競売の売得金は、これを供託しなければならず、但し
その全部又はその一部を運賃、料金、立替金又は保管、公告、催告若しくは競売に要した
費用に充つることができる。

(業務及び会計)

第二十七條 通運事業における物品の受取、引渡及び保管、施設の整備その他業務に關し必要なる事項並にに經理の合理化、帳簿書類の整理保存その他会計に關し必要なる事項は、命令でこれを定むる。

(通運に關する命令)

第二十八條 運輸大臣は、物品の運送を確保するため必要があるときは、通運事業者に対し、物品及び條件を定めてその通運を命じ、又は物品を定めてその通運を制限し、若しくは禁止することができる。

2 運輸大臣は、物品の運送を確保するため必要があるときは、通運事業者に対し、通運の順序を定めて、これによるべきことを命ずることとができる。

(事業改善の命令)

第二十九條 運輸大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることとができる。

- 一 事業計画、運賃、料金その他の通運条件又は通運約款を変更すること。
- 二 他の通運事業者又は運送事業者との設備の共用、共同経営又は通運に關する協定をすること。
- 三 通運に關する賠償責任につき保険に附すること。

四 前各項に掲げるものを除いて、事業の改善をすること。

2 前項第二号の場合において、その実施方法又は各事業者が取得し若しくは負担すべき金額につき協議が調わないときは、運輸大臣は、申請に因りこれを裁定する。

3 前項の規定による裁定に係る金額に不服がある者は、他の事業者に対し、裁定があつたことを知つた日から六箇月以内に訴を以てその金額の増減を請求することとができる。但し、裁定があつた日から三年を経過したときは、訴を提起することとができない。

(附帯業務)

第三十條 通運事業者がする物品の荷造、保管、仕分、保費契約の締結、代金の取立、立替その他通運事業に通常附帯して行う業務については、第二十一條、第二十三條、第二十八條及び第二十九條の規定を準用する。

第三章 通運計算事業

(免許)

第三十一條 通運計算事業を經營しようとする者は、法人又は法人格を持たない団体の何れであらうかを問はず、命令の定めるところにより、事業計画を定むる運輸大臣の免許を受け

なければならぬ。

第三十二條 通運計算事業の廃止には、第五條及び第六條の規定を準用する。

(通運計算事業の運管)

第三十三條 通運計算事業には、第七條乃至第十二條、第十四條、第二十一條、第二十七條及び第二十九條の規定を準用する。

(通運計算規程)

第三十四條 通運計算事業者は、命令の定めるところにより、通運計算規定を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 通運計算規程においては、少くとも計算契約、計算費その他の通運計算条件及び通運計算に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならぬ。

(計算契約の拒絶禁止)

第三十五條 通運計算事業者は、左の場合を除いては、通運事業者の計算契約の申込みを拒絶してはならない。

一 当該通運事業者が、通運計算規程を遵守しないとき。

二 通運計算に關し、特別の負担を求められたとき。

三 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当の事由のあるとき。

(通運計算の停止)

第三十六條 通運計算事業者は、左の場合を除いては、通運事業者の通運計算の停止を命ぜられてはならない。

一 通運事業者が、通運計算規定に違反したとき。

二 通運事業者が、第十四條の規定により、事業の全部若しくは一部を停止を命ぜられたとき。

三 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当の事由のあるとき。

2 通運計算事業者は、通運事業者の通運計算の停止をしようとするときは、当該通運事業者に対し、少くとも十日前にその旨を通知しなければならぬ。

3 通運計算事業者は、通運計算の停止をしたときは、命令の定めるところにより、運輸大臣に届け出なければならぬ。

(計算契約の解除)

第三十七條 通運計算事業者は、通運事業者との計算契約の解除をしようとするときは、命令の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第四章 監理

(行政官庁)

第三十八條 行政官庁は、この法律の規定するところに従い、通運に關し、第一條の目的を達成するたため必要なる監理をする。

行政官庁は、前項の監理をするに當つては、公共の福祉に及しない限り、企業の公正な競争を保證するとともに、私的独占を防止するよう努めなければならない。

第三十九條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、これに下級の行政官庁に委任することができる。

(免許等の條件)

第四十條 免許、許可又は認可には、條件を附すことができる。

前項の條件は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、これを変更することができる。

5 外

(調査及び臨検検査)

第四十一條 運輸大臣は、必要があるとき、通運事業者又は通運計算事業者に事業に關し、届出をさせ報告をさせ又は書類を提出させることができる。

運輸大臣は、必要があるとき、当該官庁に通運事業者又は通運計算事業者の事業場その他の場所を臨検し、事業の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問させることができる。

3 前項の場合には、当該官庁は、その身分を示す証書を携帯しなければならぬ。

(罰則)

第四十二條 この法律又はこの法律に基いて発する命令に規定する事項につき行政官庁のしだに命令に不服がある者は、新罰をすることができる。

第五章 罰則

第四十三條 第四條の規定に違反して通運事業を經營した者は、これを一万円以下の罰金に處する。第九條(第三十三條)において準用する場合を含む。の規定に違反した者及び第三十一條の規定に違反して通運計算事業を經營した者と同様とする。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第一項(第三十三條において準用する場合を含む。)^一の認可を受けずに事業を譲り渡し、又は譲り受けた者
- 二 第十四條(第三十三條において準用する場合を含む。)^一の規定による事業の停止の処分を違反した者

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

- 一 第十條(第三十三條において準用する場合を含む。)^一第十一條(第三十三條において準用する場合を含む。)^一第十條(第三十三條において準用する場合を含む。)^一第十八條、第十九條、第二十一條(第三十三條及び第三十三條において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項、第二十四條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項、同條第二項又は第三十七條の規定に違反した者
- 二 第二十八條(第三十三條において準用する場合を含む。)、又は第二十九條第一項(第三十三條及び第三十三條において準用する場合を含む。)^一の規定による処分を違反した者

三 第四十條の規定により附した條件又はその條件に基いてした処分を違反した者

四 第四十一條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者

五 第四十一條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十六條 法人の代表者又は法人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、第四十三條乃至前條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第四十七條 通運事業者及び通運計算事業者は、左の各号の一に該当するときは、これを三十円以下の科料に処する。

- 一 第八條の規定による届出を行つたとき
- 二 第二十三條(第三十三條において準用する場合を含む。)^一の規定による公示をしたとき、又は第二十七條(第三十三條において準用する場合を含む。)^一の規定に基いて發する命令により許可を授けべき事項を、これを授けずにしたとき

四 第二十七條(第三十三條において準用する場合を含む)の規定に基いて発する命令による届出、若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出、若しくは報告をしたとき、
五 第三十六條第三項の規定による届出を怠つたとき、

附 則

- 第一條 この法律は、昭和二十五年四月一日から、これを施行する。
- 2 第二十一條の規定施行の期日は物価統制令が効力を失う日の翌日とする。
- 第二條 小運送業法は、これを廃止する。
- 第三條 旧法又は旧法に基いて発する命令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりこれをしたものとみなす。
- 4 小運送業法第一條の規定する事業の全部の経営について免許を受け現にその事業を經營する者は、通運事業經營の免許を受けたものとみなす。
- 5 小運送業法第一條の規定する事業の一部の經營について免許を受け現にその事業を經營する者は、第二條の規定する事業中これに相当する事業の經營について、免許を受けたものとみなす。

第四條 この法律公布の日以前に第二條第四号に規定する事業を開始した者又はその承継人で同條の規定施行の際現にその事業を經營する者は、同條の規定施行後三箇月以内に運輸大臣にその旨を届出をするときは、同條の規定施行の日から、この法律により、同條第四号の事業經營の免許を受けたものとみなす。

2 この法律公布の日以後に第二條第四号に規定する事業を開始した者で同條の規定施行の際現にその事業を經營する者又はその承継人は、同條の規定施行後三箇月以内に限り、その事業を經營することからできる。この期間内に免許の申請をするときは、免許又は免許の拒否の日まで同様とする。

第五條 第三十一條の規定施行の日以前に通運計算事業を開始し、現にその事業を經營する者は、この法律施行後三箇月以内に限り通運計算事業を經營することからできる。この期間内に免許の申請をするときは、免許又は免許の拒否の日まで同様とする。

第六條 この法律公布の日以前に道路運送法第十一條の規定により、小運送業のために自動車運送事業經營の免許を受けた者又はその承継人で、この法律施行の際現にその事業を經營する者は、第十三條の規定による認可を受けたものとみなす。

第七條 計則等二條の規定施行前にした行為に對する罰則の適用については、本法は、同條の規定施行後と、存する効力を有する。

第八條 道路運送法の一部を次のように改正する。

一 第十一條の次に左の一條を加へる。

(通運業者の特則)

第十一條の二 自動車を使用して通運事業を営むることの免許を受けた者又は通運業者

法第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、命令の

定めるところにより、主務大臣に届出をしたときは、この法律により、通運業者の

ためにする荷物自動車運送事業経営の免許を受けたものとみなす。

二 第二十一條の次に左の一條を加へる。

第二十一條の二 通運業者が、通運事業法第十二條の規定により、前條に規定する事

業計画を変更するにヒク認可を受けたときは、この法律による認可を受けたものと

みなす。

三 第二十三條、第二十四條第一項第二号及び第二十五條中「小運送業者」を「通運業者

六内

者」に改める

四 第二十八條の次に左の一條を加へる。

(通運業者の特則)

第二十八條の二 荷物自動車を使用する通運業者を譲渡しようとする場合において

通運事業法第七條の規定により認可を受けたときは、前條の認可を受けたものと

みなす。会社の合併又は解散についても同様とする。

第九條 事業者団体の法の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「小運送業者」を「通運業者」に改める

第七條第八号の次に「九 通運事業法第二十四條及び第二十九條第一項第二号」を加へる。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に因する法律の適用除外等に関する法律の一部

を次のように改正する。

第一條第二号を「道路運送法第二十三條及び第二十四條第一項第二号」を加へる。

第一條第八号の次に「九 通運事業法第二十四條及び第二十九條第一項第二号」に改める。

第十一條 運輸省設置法の一部を次の様に改める

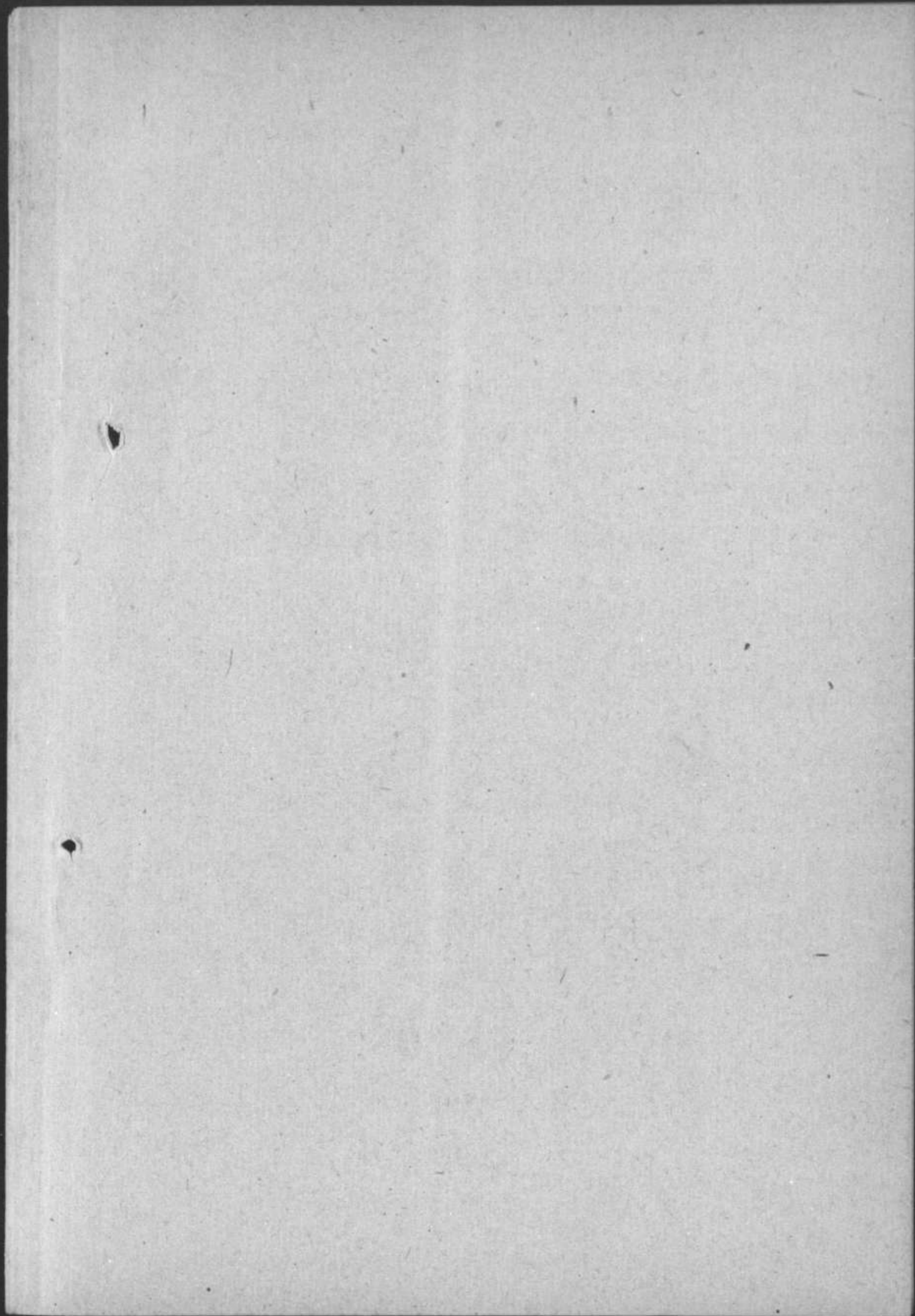
一 第六條第一項第二号中「小運送業」を「通運事業」に改める

二 第二号の次に次の一号を加える

二ノ二 通運計算事業に於ける基本的な料金に関する認可又は変更の命令

三 第六條第一項第八号を次の様に改める

通運事業及び通運計算事業の免許若しくは取消又は事業の停止



Number of Personnel Actually employed in
Administrative Organs.

(As of Aug. 1949)

Administrative Management
Agency of Japanese Government

裏
面
白
紙

A Personnel classified according to Ordinary grades,
 Ministry of Postal Services, Ministry of Telecommunications, Agency of Industrial Science
 and Technology, as of July 1.

Organs	Grades	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	ungr-aded	Total
Prime Minister's Office (Office Proper)				5	17	27	32	52	93	143	156	233	418	744	132	6		2,358
Statistics Commission				3		2	3	4	8	1	8	6	12	11	2			60
Fair Trade Commission				2	3	10	27	23	22	28	20	28	54	57	8	2		279
National Election Administration Commission				1	1	1		4	3	4	14	4	10	6	1			49
National Rural Police	Non- Policemen			1	7	17	69	102	460	1,024	1,465	2,194	3,239	4,888	1,642	569		15,677
	Policemen		2	14	34	59												109
Headquarters of Palace Guard	Non Guard								2	8	7	9	38	11	1	1		77
	Guard				1	2												3
National Fire Prevention Agency			1	2	1	1	3	7	13	10	18	25	12	18	2			113
Public Office Qualifica- tion Appeal Commission				1	1	1	5	4	8	2	6	6	14	8	1			57
Foreign Exchange Control Commission				1		6	8	3	5	1	8	2	4	1				39
Imperial Household Agency			1	6	8	15	30	53	77	258	192	114	109	65	2	5		937
Special Procurement Agency		1	1	11	50	112	220	463	811	1,186	1,069	883	901	971	262	23		6,966
Reparations Agency			1	2	6	8	11	24	27	8	15	19	19	27	6	3		178
Administrative Management Agency			1	2	1	5	4	2	3	3	7	10	12	10	2			62
Local Autonomy Agency			1	2	2	3	5	7	8	19	9	8	18	19	2	1	1	104
Prime Minister's Office Total		1	8	53	132	269	412	748	1,544	2,695	2,994	3,541	4,860	6,836	2,363	610	2	27,068

裏面白紙

Attorney-general's office (Office Proper)	3	2	22	27	45	94	351	1,182	1,233	979	1,327	2,138	3,288	1,678	357		12,726
Procurator's office					8	32	118	542	856	905	1,129	1,789	1,480	659	395		7,913
National Offenders Prevention and Rehabilitation Commission			2	3	9	16	30	117	81	66	66	129	140	52	24	19	754
Judicial Examination Administration Commission																	
Attorney-general's office Total	3	2	24	30	62	142	499	1,841	2,170	1,950	2,522	4,056	4,908	2,389	776	19	21,393
Ministry of Foreign Affairs	1	2	25	18	79	139	112	237	185	177	150	201	163	65	16		1,570
Ministry of Finance (Ministry Proper)	1		15	33	130	301	551	858	1,588	1,695	1,750	2,670	2,465	406	291		12,694
Securities and Exchange Commission			1	2	4	5	13	3	16	18	21	25	27	4			139
Tax Administration Agency			14	20	50	47	50	64	199	236	613	1,524	2,427	533	1,196	6	6,979
Mint Agency			1	6	8	19	27	88	240	515	328	304	418	70	17		2,041
Printing Agency			1	4	22	30	55	280	1,110	2,044	1,706	2,227	1,563	27	20	52	9,141
Ministry of Finance Total	1		32	65	214	402	676	1,293	3,153	4,508	4,418	6,750	6,840	1,040	1,524	58	30,994
Ministry of Education (Ministry Proper)	1	1	14	34	67	158	169	199	299	275	348	271	307	26	51		2,220
National Schools	18	316	886	1,335	2,417	2,617	3,151	4,630	7,299	6,601	7,414	7,173	5,983	1,451	697		51,988
Ministry of Education Total	19	317	900	1,369	2,484	2,775	3,320	4,829	7,598	6,876	7,762	7,444	6,290	1,477	748		54,208
Ministry of Welfare (Ministry Proper)	1	30	97	238	506	769	903	1,329	2,927	7,132	13,197	4,946	4,961	435	240		37,711
Repatriation Relief Agency	1	1	6	26	45	105	201	268	442	776	703	982	1,102	138	8		4,804
Ministry of Welfare Total	2	31	103	264	551	874	1,104	1,597	3,369	7,908	13,900	5,928	6,063	573	248		42,515
Ministry of Agriculture and Forestry (Ministry Proper)	1	2	15	111	237	805	1,481	1,972	3,701	4,706	5,272	6,854	5,170	620	110		31,057
Food Agency		1	2	23	63	202	598	1,932	6,675	6,354	5,836	7,692	2,988	412	160		32,738
Forestry Agency		1	8	49	115	388	1,319	1,342	3,023	3,242	9,115	6,858	4,618	515	199		25,822

Fisheries Agency		3	9	31	35	50	82	77	144	189	240	227	241	30	9	5	1,372
Ministry of Agriculture and Forestry Total	1	7	34	214	450	1,245	3,480	5,323	13,543	14,491	15,463	21,631	17,847	15,777	478	5	90,989
Ministry of International Trade and Industry (Ministry Proper)	1		19	52	163	526	840	1,062	1,743	2,379	2,675	2,375	2,993	530	64		15,422
Resources Agency	1		9	26	58	124	158	225	239	322	403	271	372	161	11	7	2,387
Agency of Industrial Science and Technology		1	13	42	96	137	126	169	410	665	752	767	864	220			4,262
Patent Agency		1	4	10	30	24	30	47	60	51	63	80	103	20			523
Smaller Enterprises Agency		1	1	3	4	4	9	15	19	19	9	12	15	4	1		116
Ministry of International Trade and Industry Total	2	3	46	133	351	815	1,163	1,518	2,471	3,436	3,902	3,505	4,347	935	76	7	22,710
Ministry of Transportation (Ministry Proper)	1	4	40	111	210	733	1,237	1,294	2,659	3,920	3,437	2,354	1,834	211	111	99	18,255
Mariner's Labor Relations Commission					2	8	7		3	7	2	4	10	1			44
Maritime Safety Agency		1	10	35	44	125	295	313	348	544	697	730	752	158	14	7	4,073
Marine Accidents Inquiry Agency		1	2	8	10	4	8	3	1	4	7	11	9	5			73
Ministry of Transportation Total	1	6	52	154	266	870	1,547	1,610	3,011	4,475	4,143	3,099	2,605	375	125	106	22,445
Ministry of Postal Services	1	1	17	74	206	1,406	3,485	18,789	25,888	48,435	64,493	67,023	40,880	4,238	403		280,339
Ministry of Telecommunications (Ministry Proper)	1	2	18	70	195	1,013	2,289	11,501	13,543	24,621	25,441	33,201	35,886	3,481	347		151,591
Radio Regulatory Agency			1	3	24	63	97	198	336	636	815	535	413	27	35		3,185
Aeronautical Aids Agency			1	1	7	26	21	86	116	258	316	171	87	7			1,097
Ministry of Telecommunications Total	1	2	20	74	226	1,102	2,409	11,785	13,995	25,515	26,572	33,907	36,366	3,515	384		155,873
Ministry of Labor (Ministry Proper)	1		12	28	91	424	979	1,197	2,370	3,316	3,074	3,471	4,989	883	636		21,271
Central Labor Relations Commission				3	8	8	5	1	8	24	9	13	17	3	2		101
Public Corporations Arbitration Commission							3		3	3		2	1				12

National Railways Central Mediation Commission						2	-	1		1	1	1	1				7
Monopoly Public Corporation Central Mediation Commission									2	2	1	1	1				7
National Railways Local Mediation Commission						1	5	2	7	5	3	4	7	3			37
Monopoly Public Corporation Local Mediation Commission								2	1	2		2	7	1			15
Ministry of Labor Total	1		12	31	99	438	789	1,203	2,391	3,353	3,088	3,494	5,023	890	638		21,450
Ministry of Construction	1	1	16	56	88	220	524	850	3,101	2,921	2,116	1,729	668	136	5		12,432
Economic Stabilization Board (Board Proper)	1		9	37	64	188	144	118	138	155	120	151	143	19	29		1,316
Price Agency		1	8	11	25	50	72	86	79	113	115	126	172	38	4		900
Economic Investigation Agency		1	27	57	43	9	16	30	71	107	231	416	471	110	50	17	1,656
Foreign Investment Commission																	
Economic Stabilization Board Total	1	2	44	105	132	247	232	234	288	325	466	693	786	167	83	17	3,872
Grand Total	36	382	1,378	2,719	5,477	11,281	25,108	52,653	82,858	127,442	152,536	164,320	134,622	19,740	6,174	214	787,858

B Personnel classified according to Special Grade Scales.

1 Personnel for tax Collections & Economic Investigations

Organs	grades	9	8	7	6	5	4	3	2	1	ungr- aded	Total
Tax Administration Agency		78	556	1,135	1,785	3,241	5,913	7,616	17,107	16,547	6	53,987
Economic Investigation Agency		53	142	555	754	497	500	353			37	2,891

2 Police Officers, Maritime Safety Officers (Specified by N.P. Article) & Personnel in Prisons.

Organs	grades	8	7	6	5	4	3	2	1	ungra- ded	Total
National Rural Police			178	741	1,649	5,018	6,056	9,294	6,815		29,751
Headquarters of Palace Guard				11	55	67	137	218	393		881
Attorney General's Office		65	128	228	705	1,612	2,603	4,505	5,309		15,155
Maritime Safety Agency			20	33	59	92	103	88	167		562

Remarks :-

Those above the rank of Chief Inspector are listed in list A according to Ordinary grade scale.

3 Seamen

Organs	Grades	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	ungraded	Total
Ministry of Transportation		4	7	12	44	56	104	184	128	215	108				862
Maritime Safety Agency		3		21	81	145	283	460	482	1,072	389	3		7	2,946
Fisheries Agency			7	6	14	28	26	33	36	56	30				236
Ministry of Telecommunications		1	2	6	15	23	23	63	40	120	42				335

4 Procurators

Organs	Grades	Special	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	Total
Attorney General's Office			1	5	14	10	11	13	9	1	1				65
Procurator's Office	Procurator General		1												
	Deputy Procurator General		1												
	Chief Procurators Tokyo Higher Procurators Office		1												
Procurator's Office	Chief Procurators in other office		7												692
	Assistant Procurators														
	Special		1	2	3	4	5	6	7	8					Total
			11	94	204	126	59	22							516
National Offenders Prevention and Rehabilitation Commission	Procurators														
	Special		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	Total
				1	6	4	2		1						14

裏面白紙